

○財務省告示第百三十九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十九年四月六日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十九年五月十二日

財務大臣臨時代理

国務大臣 山本 早苗

一 名称及び記号	利付国庫債券（十年）（第三百四十六回）
二 発行の根拠の法律及びその条項	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）第三十一条並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三 振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四 発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入

五

方募

別	債	行	争	非	者	特	国	札	非	入	価	法	入
参	市	及	入	価	・	別	債	発	競	札	格	決	定
加	場	び	札	格	第	参	市	行	争	発	競	の	
者	特	国	発	競	I	加	場	入	行	争	の		

争入札発行」という。)

市場特別参加者・第II非価格競

るものごとに発行(以下「国債

参加者ごとに応募限度額を定め

て、財務大臣が各国債市場特別

した後に「行われる入札であつ

び価格競争入札の募入の決定を

「国債市場特別参加者・第I非

「を定めるものによる発行(以下「

市場特別参加者ごとに応募限度

であつて、同時に「行われる入札

競争入札発行」という。)

競争入札発行による発行(以下「

とすものによる発行(以下「非

得られる価格をその発行価格し

て格を募入れた各申込みの応募

の決定を受けた各申込みの応募

各申込みのうち応募価格の高い

も申込みの応募額を順次割り

当てる。その応募額を案分より

各申込みの応募額を割り当てる。

各国民債市場特別参加者ごとの

各国民債市場特別参加者ごとの

募限度額の範囲内において各申

込みの応募額を割り当てる。

六

イ

発

入価 入価・
札格 札格第
発競 発競Ⅱ
行争 額行争非

ロ

札非
発競
行争
入

ハ

特 国
別 債
参 市
加 場

ニ

特 国
別 債
参 市
加 場

条 特 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し	特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 十 六	で 二 千 二 百 十 億 円	た 利 付 債 に つ いて 、 額 面 金 額 し	条 第 一 項 の 規 定 す る 法 律 第 十 六	特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 十 六	で 六 億 九 千 六 百 万 円	た 利 付 債 に つ いて 、 額 面 金 額 し	条 第 一 項 の 規 定 す る 法 律 第 十 六	特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 十 六	円	九 百 十 四 億 三 千 六 百 九 十 五 万 千	つ い て は 、 額 面 金 額 で 一 兆 三 千	定 る 基 づ き 発 行 し た 利 付 債 に 関 する	す る 法 律 第 十 六 条 の 規 定 関	九 年 度 予 算 十 六 兆 三 千 九 百 九 十 五 万 千 円	億 三 千 三 百 六 十 万 円	は 三 、 額 面 金 額 十 四 億 三 千 九 百 九 十 五 万 千 円	づ き 、 額 面 金 額 十 四 億 三 千 九 百 九 十 五 万 千 円	る 法 律 第 十 六 条 の 規 定 に 基 づ いて	た め の 公 債 発 行 の 特 例 に 関 する	運 営 に 必 要 な 財 源 の 確 保 を 図 る	七 億 二 千 九 百 四 十 五 万 円	つ い て は 、 額 面 金 額 十 四 億 三 千 九 百 九 十 五 万 千 円	定 る 基 づ き 発 行 し た 利 付 債 に 関 する	う ち 、 財 政 法 第 四 十 七 条 第 一 項 の 規 定 関	額 面 金 額 で 二 兆 七 百 七 十 五 億 円
--	--	--------------------------	--	---	--	-------------------------------	--	---	--	---	---	---	---	--	---	-------------------------------	--	--	--	--	---	--------------------------------------	---	---	---	---

十
三
二

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場

十
四
初
期
利
子

年 ○ ・ 一 パーセント
募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は 、
払 込 金 額 に 加 え 、 次 の 算 式 に よ
り 算 出 し た 金 額 を 第 十 号 に 規
定 す る 期 日 に 払 い 込 む の と す
る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1}{100} \times \frac{17}{365}$$

平 成 二 十 九 年 九 月 二 十 日 を 支 払
期 と し 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し
た 金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払
期 が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き
は 、 そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う (以
下 、 次 号 及 び 第 十 六 号 に お い て
規 定 す る 期 日 に つ い て 同 じ) 。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十
五
後 第
の 二
利 期
子 以

毎 年 三 月 二 十 日 及 び 九 月 十 日
を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お い
て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す る
利 子 を 支 払 う 。

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六

払 者 入 払 元 償 償
込 札 場 利 還 還
期 参 所 金 還 還
日 加 支 額 期 限

平 財 日 額 平
成 務 本 面 成
二 大 銀 金 三
十 臣 行 額 十
九 か 通 百 九
年 ら 知 円 年
四 通 づ 三
月 知 を き 月
六 受 百 二
日 け 円 十
者